

別紙一 4 土地利用計画図

府営住宅用地 (2 工区)

- 区域：
既存 1 棟および 13 棟および既存 2 棟の一部を含む敷地北西の範囲を想定している。また、事業者の提案により 12 棟を含むことも可能とする。
- 戸数：162 戸
- 高さ：45m 以下 (14 階以下)
31m 以下 (10 階以下)
- 駐車場：7 割設置

府営住宅用地 (2 工区) での西向き住棟配置は禁止する。

敷地西側URとの敷地境界より 10m 後退すること。

府営住宅用地 (1 工区)

- 区域：
既存 7 棟から 11 棟を含む敷地南東の範囲。事業者の提案により既存 12 棟を含むことも可能とする。
- 戸数：168 戸
- 高さ：45m 以下 (14 階以下)
- 駐車場：7 割設置
- 集会所：150 m² 1ヶ所設置
- ※1 工区の既存住棟については、事業契約締結後早期に撤去開始すること。

敷地西側境界の中央付近から敷地北東に抜ける幅員最低 2m 以上の歩道を整備。

原則既存法面緑地の維持・保全

府営住宅用地と活用用地の境界 (おおよその位置。具体的な境界の位置は事業者提案による。)

一部出入口等の改修がある。

南千里駅高野線と高野台 36 号線をつなぐ、敷地内南北に抜ける幅員最低 2m 以上の歩道を整備。

既存団地内通路 (片側通行) の維持

原則既存法面緑地の維持・保全

活用用地

- 区域：
既存 3~6 棟および既存 2 棟の一部を含む敷地北東の範囲を想定している。
- 高さ：31m 以下 (10 階以下)

※階数の定義は、地下階がある場合は当該地下階を含む。

- 【凡例】
- 府営住宅用地
 - 活用用地
 - 保存する法面
 - 保存する団地内通路
 - 新たに整備する歩道

